
プロジェクト リース

項目 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の一部改正案（企業会計審議会が公表した会計基準等の改正案）

本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中のリース会計基準及びリース適用指針（以下「リース会計基準等」という。）の改正が、企業会計審議会が 1998 年 3 月 13 日に公表した「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（以下「キャッシュ・フロー作成基準」という。）に与える影響を検討することを目的としている。
2. 企業会計審議会が公表した会計基準等を改正する方法として、以下の 2 つがある。
 - (1) 改正しない部分について企業会計審議会が公表した会計基準等の内容を引き継いだうえで、企業会計基準委員会が公表する会計基準等に置き換える。¹
 - (2) 改正する内容を定めた企業会計基準委員会の会計基準等を公表する。²
3. キャッシュ・フロー作成基準については、以下のとおり限定的な改正であるため、前項の(2)の方法を採ることが考えられる。

リース会計基準等の改正がキャッシュ・フロー作成基準に与える影響

4. 以下ではリース会計基準等の改正がキャッシュ・フロー作成基準に与える影響を示している。具体的な文案については本資料の 3 頁以降で検討している。

（注記すべき重要な非資金取引の例示項目）

5. キャッシュ・フロー作成基準注解 9 において、注記すべき重要な非資金取引の例示として、「ファイナンス・リースによる資産の取得」が挙げられている。
6. このたびのリース会計基準等の改正では、借手の会計処理について IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として提案を進めており、借手のリースの区分（ファイナンス・リースかオペレーティング・リースか）が廃止され、リースに関する非資金取引の範囲が拡大する見込みである。
7. そのため、注記すべき重要な非資金取引の例示として挙げられている「ファイナンス・リースによる資産の取得」を「リースによる資産の取得」と改正することが考えられるがどうか。

¹ 過去の事例としては、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」がある。

² 過去の事例としては、企業会計基準第 28 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」がある。

ディスカッション・ポイント

上記の改正の基本的な考え方及び次頁以降の具体的な改正案についてご質問
又はご意見を頂きたい。

以 上

企業会計基準公開草案第●号 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」
の一部改正（案）

(HP では非公表)

以 上